

・政令市・中核市改正状況

政令市			中核市					
1	札幌市	独自	1	函館市	国	28	豊中市	北越7市
2	仙台市	独自	2	旭川市	国	29	高槻市	北越7市
3	さいたま市	独自	3	青森市	国	30	枚方市	北河内7市
4	千葉市	独自	4	八戸市	国	31	八尾市	独自
5	横浜市	独自	5	盛岡市	国	32	東大阪市	独自
6	川崎市	独自	6	秋田市	国	33	姫路市	独自
7	相模原市	独自	7	福島市	国	34	尼崎市	阪神
8	新潟市	独自	8	郡山市	国	35	明石市	独自
9	静岡市	独自	9	いわき市	国	36	西宮市	阪神
10	浜松市	独自	10	宇都宮市	国	37	奈良市	国
11	名古屋市	独自	11	前橋市	国	38	和歌山市	国
12	京都市	独自	12	高崎市	国	39	鳥取市	国
13	大阪市	独自	13	川越市	国	40	松江市	国
14	堺市	独自	14	川口市	独自	41	倉敷市	国
15	神戸市	独自	15	越谷市	独自	42	呉市	国
16	岡山市	独自	16	船橋市	独自	43	福山市	国
17	広島市	独自	17	柏市	独自	44	下関市	国
18	北九州市	独自	18	八王子市	東京都	45	高松市	国
19	福岡市	独自	19	横須賀市	独自	46	松山市	独自
20	熊本市	独自	20	富山市	国	47	高知市	独自
			21	金沢市	国	48	久留米市	国
			22	長野市	県	49	長崎市	独自
			23	岐阜市	県	50	佐世保市	国
			24	豊橋市	県	51	大分市	県
			25	豊田市	県	52	宮崎市	県
			26	岡崎市	県	53	鹿児島市	国
			27	大津市	独自	54	那覇市	国

政令市			中核市		
	20/20	100%	独自	13/54	24%
			協議会	5/54	9%
			国	28/54	52%
			県・都	8/54	15%

# 【参考資料】中核市の道路占用料単価比較

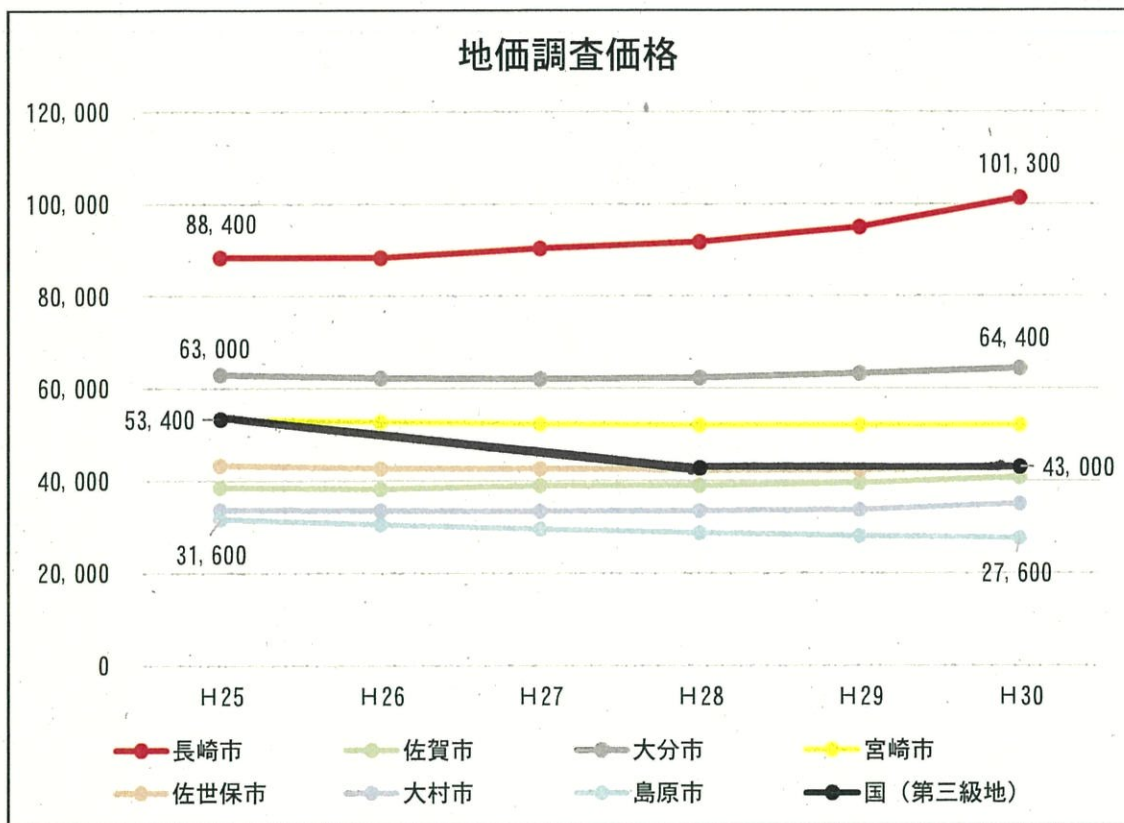
順番	NO	中核市 名称	所在地 区分	道路占用料 第1種電柱 (円) 1本につき1年	順番	NO	中核市 名称	所在地 区分	道路占用料 (足場等) (円) 占用面積1平方メートル につき1月
1	34	尼崎市	第一級地	4,644	1	54	那覇市	第一級地	1,900
2	36	西宮市	第一級地	4,644	2	27	大津市	第三級地	1,400
3	31	八尾市	第一級地	3,800	3	17	柏市	第二級地	1,150
4	28	豊中市	第一級地	3,400	4	28	豊中市	第一級地	1,100
5	32	東大阪市	第一級地	2,600	5	29	高槻市	第一級地	1,100
6	27	大津市	第三級地	2,480	6	47	高知市	第三級地	913
7	14	川口市	第一級地	2,200	7	33	姫路市	第三級地	900
8	29	高槻市	第一級地	2,200	8	14	川口市	第一級地	870
9	33	姫路市	第三級地	2,100	9	31	八尾市	第一級地	810
10	35	明石市	第一級地	2,040	10	18	八王子市	第二級地	730
11	30	枚方市	第一級地	2,000	11	35	明石市	第一級地	650
12	23	岐阜市	第二級地	1,800	12	15	越谷市	第一級地	540
13	18	八王子市	第二級地	1,480	13	34	尼崎市	第一級地	536
14	19	横須賀市	第二級地	1,440	14	36	西宮市	第一級地	536
15	54	那覇市	第一級地	1,400	15	16	船橋市	第一級地	530
16	17	柏市	第二級地	1,330	16	32	東大阪市	第一級地	530
17	15	越谷市	第一級地	1,300	17	30	枚方市	第一級地	490
18	16	船橋市	第一級地	1,250	18	13	川越市	第二級地	440
19	13	川越市	第二級地	1,000	19	20	富山市	第三級地	440
20	20	富山市	第三級地	1,000	20	21	金沢市	第二級地	440
21	21	金沢市	第二級地	1,000	21	38	和歌山市	第二級地	440
22	38	和歌山市	第二級地	1,000	22	44	下関市	第四級地	440
23	44	下関市	第四級地	1,000	23	45	高松市	第三級地	440
24	45	高松市	第三級地	1,000	24	49	長崎市	第三級地	392
25	47	高知市	第三級地	1,000	25	37	奈良市	第二級地	380
26	22	長野市	第三級地	960	26	53	鹿児島市	第二級地	380
27	24	豊橋市	第二級地	830	27	23	岐阜市	第二級地	370
28	25	岡崎市	第二級地	830	28	46	松山市	第二級地	350
29	26	豊田市	第三級地	770	29	22	長野市	第三級地	280
30	51	大分市	第三級地	700	30	24	豊橋市	第二級地	230
31	52	宮崎市	第三級地	700	31	25	岡崎市	第二級地	230
32	37	奈良市	第二級地	660	32	26	豊田市	第三級地	210
33	53	鹿児島市	第二級地	660	33	2	旭川市	第三級地	200
34	40	松江市	第四級地	630	34	19	横須賀市	第二級地	200
35	41	倉敷市	第二級地	630	35	40	松江市	第四級地	200
36	46	松山市	第二級地	610	36	41	倉敷市	第二級地	200
37	2	旭川市	第三級地	560	37	48	久留米市	第三級地	200
38	48	久留米市	第三級地	560	38	39	鳥取市	第三級地	190
39	49	長崎市	第三級地	510	39	42	呉市	第三級地	190
40	1	函館市	第三級地	440	40	51	大分市	第三級地	180
41	3	青森市	第三級地	440	41	52	宮崎市	第三級地	180
42	4	八戸市	第三級地	440	42	1	函館市	第三級地	170
43	5	盛岡市	第三級地	440	43	3	青森市	第三級地	170
44	6	秋田市	第三級地	440	44	4	八戸市	第三級地	170
45	7	福島市	第三級地	440	45	5	盛岡市	第三級地	170
46	8	郡山市	第三級地	440	46	6	秋田市	第三級地	170
47	10	宇都宮市	第三級地	440	47	7	福島市	第三級地	170
48	11	前橋市	第三級地	440	48	8	郡山市	第三級地	170
49	12	高崎市	第三級地	440	49	10	宇都宮市	第三級地	170
50	43	福山市	第三級地	440	50	11	前橋市	第三級地	170
51	50	佐世保市	第三級地	440	51	12	高崎市	第三級地	170
52	39	鳥取市	第三級地	430	52	43	福山市	第三級地	170
53	42	呉市	第三級地	430	53	50	佐世保市	第三級地	170
54	9	いわき市	第四級地	350	54	9	いわき市	第四級地	96

※長崎市の欄は改正条例議案の改正後の額を表記。

○地価調査価格

九州内の県庁所在市及び長崎県内で、第三級地に区分されている市との地価調査価格の傾向を表したグラフである。他市と比較すると、長崎市の地価調査価格と差がある。また、長崎市の地価調査価格が上昇傾向であるのに対して、他市においては、ほぼ横ばい又は下降傾向にある。

なお、国の第三級地に区分されている市の平均地価調査価格においても下降傾向にあり、長崎市との乖離が広がっている状況にある。



			占用料額				
占用物件の種類		単位	H8~H20	H21~H23	H24~H25	H26~H30	H31
道路 法第 32条 第1 項第1 号に 掲げ る工 作物	第1種電柱	1本につき 1年	円 1,000	円 630	円 560	円 430	円 510
	第2種電柱		1,600	970	860	660	783
	第3種電柱		2,200	1,300	1,200	900	1,056
	第1種電話柱		930	560	500	390	455
	第2種電話柱		1,500	900	800	620	728
	第3種電話柱		2,100	1,200	1,100	850	1,002
	その他の柱 類		72	56	50	39	45
	共架電線そ の他上空に 設ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	10	6	5	4	4
	地下に設け る電線その 他の線類		5	3	3	2	2
	路上に設け る変圧器	1個につき 1年	700	550	490	380	446
	地下に設け る変圧器	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	480	340	300	230	273
	変圧塔その 他これに類 するもの及 び公衆電話 所	1個につき 1年	1,400	1,100	1,000	770	911
	郵便差出箱 及び信書便 差出箱		600	470	420	320	382
広告塔	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	4,400	2,000	2,000	1,900	3,926	

	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,100	1,000	770	911
道路法第32条第1項だ2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	24	21	16	19
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			34	30	23	27
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72	51	45	35	41
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95	67	60	46	54
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		190	100	90	70	82
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130	120	93	109
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		480	240	210	160	191
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			340	300	230	273

	外径が1メートル以上のもの			950	670	600	460	546
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき	1,400	1,100	1,000	770	911
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,900	1,000	1,000	930	1,963
	地下に設ける通路			1,500	600	610	560	1,177
その他のもの				1,400	1,100	1,000	770	911
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	44	20	20	19	39
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	200	200	190	392
道路法施行令(昭	看板(ア一チであ	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440	200	200	190	392

和 27 年 政 令 第 479 号) 第 7条第 1号に 掲 げ る 物 件	る も の を 除 く。)	の その 他の もの	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	4,400	2,000	2,000	1,900	3,926
	標識		1本につき 1年	1,100	900	800	620	728
	旗 ざ お	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1本につき 1日	44	20	20	19	39
		その 他の もの	1本につき 1月	440	200	200	190	392
	幕(道 路法 施行 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	占用面積1 平方メー トルにつ き1日	44	20	20	19	39
		その 他の	占用面積1 平方メー	440	200	200	190	392

	く。)	もの	トルにつ き1月					
	ア ー チ	車道 を横 断す るも の	1基につ き 1月	4,400	2,000	2,000	1,900	3,926
		その 他 の も の		2,200	1,000	1,000	930	1,963
道路法施行令第7条 第2号に掲げる工作 物			占用面積1 平方メー トルにつ き1年			Aに0.03 を乗じて 得た額	Aに0.03 を乗じて 得た額	Aに0.034 を乗じて 得た額
道路法施行令第7条 第3号に掲げる施設						Aに0.028 を乗じて 得た額	Aに0.028 を乗じて 得た額	Aに0.034 を乗じて 得た額
道路法施行令第7条 第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5 号に掲げる工所用材 料			占用面積1 平方メー トルにつ き1月	440	200	200	190	392
道路法施行令第7条 第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7 号に掲げる施設				140	110	100	77	91
道 路 法 施 行 令 第 7 条 第 8 号 に 掲 げ る 施 設	トンネルの 上又は高架 の道路の路 面下に設け るもの		占用面積1 平方メー トルにつ き1年			Aに0.014 を乗じて 得た額	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.016 を乗じて 得た額
	上空に設け るもの					Aに0.014 を乗じて 得た額	Aに0.02 を乗じて 得た額	Aに0.02 を乗じて 得た額
	その他のも の					Aに0.025 を乗じて 得た額	Aに0.028 を乗じて 得た額	Aに0.028 を乗じて 得た額
道 路 法 施	建築物					Aに0.014 を乗じて	Aに0.016 を乗じて	Aに0.016 を乗じて



行 令				得た額	得た額	得た額	得た額
第 7 条第9号に掲げ施設	その他のもの			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに1階0.006 2階0.009 3階0.011 4階以上0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のもの		Aに1階0.006 2階0.009 3階0.011	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額

条 第 13 号 に 掲 げ る 施設	のに限る。)		4 階以上				
	の路面下に 設けるもの		0.013 を乗 じて得た 額	A に 0.014 を乗じて 得た額	A に 0.02 を乗じて 得た額	A に 0.02 を乗じて 得た額	A に 0.024 を乗じて 得た額
	上空に設け るもの		A に 0.018 を乗じて 得た額	A に 0.025 を乗じて 得た額	A に 0.028 を乗じて 得た額	A に 0.028 を乗じて 得た額	A に 0.034 を乗じて 得た額
	その他のも の						

・足場・看板の金額の分布（H29 年度実績）

【足場】

○改正前

10,000 円以下が約 83%

5,000 円以下が約 75%

○改正後

10,000 円以下が約 75%

5,000 円以下が約 60%

占用料	改正前		改正後	
	件数	割合	件数	割合
1～1,000	98	30%	33	10%
1,000～2,000	78	24%	68	21%
2,000～5,000	67	21%	95	29%
5,000～10,000	27	8%	49	15%
10000～50,000	40	12%	55	17%
50,000～100,000	10	3%	10	3%
100,000～	6	2%	16	5%
合計	326	100%	326	100%

○件数が多い業者と金額

A社	26件	35,720円
B社	12件	21,850円
C社	12件	19,570円
D社	8件	33,820円
E社	8件	50,730円
F社	7件	35,340円
G社	7件	34,960円

【看板】

○改正前

20,000 円以下が約 85%

10,000 円以下が約 63%

○改正後

20,000 円以下が約 68%

10,000 円以下が約 40%

占用料	改正前		改正後	
	件数	割合	件数	割合
1～5,000	67	28%	35	15%
5,000～10,000	84	35%	59	25%
10,000～20,000	52	22%	67	28%
20,000～30,000	18	8%	32	13%
30,000～50,000	10	4%	29	12%
50,000～	7	3%	16	7%
合計	238	100%	238	100%

※看板実数 494 基